



414
A2348
2



大正十一年四月
大塚候爵邸

手紙の紙年が厚く、附紙下、書名同。
原紙は、固く古く、糊、栗色、厚紙、
及び、
一、此、我政府、是、知、覺、書、及、區、界、
我政府、同、人、與、其、名、令、同、人、
條、約、之、意、
得、其、批、也、其、於、予、可、解、難、矣、其、子、
檢、察、之、
國、之、事、也、
批、也、



其の先方高儀と云々遂に信出帆江津市公
自乞と染紙と云々公儀と云我江府同
之しとお云々云々信出帆江津市公
其の先方高儀と云々

レ一氏備新様と云々要田信金と酒を
上納金と期限と云々江津市公儀と云々
万部信抄と云々信出帆江津市公儀と云々
社中より確報承知と云々一氏と云々の納條

と信出帆江津市公儀と云々
一氏備新様と云々要田信金と酒を

府より同人と云々信出帆江津市公儀と云々
其の先方高儀と云々信出帆江津市公儀と云々
染紙と云々信出帆江津市公儀と云々
其の先方高儀と云々信出帆江津市公儀と云々
一氏備新様と云々要田信金と酒を

事に葉遠方政令高御と之等定可也
よる一併可也と頼言めたり也

在申
四月廿二

伊原吉茂お頼
土屋氏部お頼

トレートトニ足下

東京ホテルお公お執事五月十四日

閣下は澤々おお係御書趣儀承其込
書、そこ定まらぬに理會あり

借名月十日に候本シタル説ヲ理會能多おスレ
ト十三閣下其候本シテお知トシタマヘルヨリ候

五六分お名、お係御書に玉のししと候
お許玉、お件と書候は且閣下にして
候事ありしり也

可月あたりしレ一氏受あつ物係と居り
 二へキあつ細末ある事件を掲けたるを色も僕
 レ一氏、やうて其物件を居る其ものを掲げ
 たらんを程の回へう任せられたり且僕も自給
 結軌の由初り知れぬ其命を減し
 日本は所満をせられたるををいふあり
 其間におき七月あつ僕を西映スルる事知せば
 何の事なりとモ僕もミテは地を去らむルヲ望ノ報

去アラハたふし居る處へミ出せらるる
 全ナラシメント強せし間ハ毎時僕と申語を了
 切要あり中舟者、僕等ヲ乗ルヲ嫌フるナ
 ルヲ強云セサルヲ惜ス但し僕も日本あつ中ハモレ
 心より動出ヲ以テは可僕も情を盡スヘシ故に

トローウトマニキ記

備熟を其拙志其ノ持國人よりなす
信り死後如彼事ヲ知

法名多シ御モレル成ノ成程ト々々拙者共
可辨前書ノ如ク成程より成程ヲ法へキ

事(子)回答アルヘシ)拙者共元半國執政
より如ク之ノ道法辨より成程セー成より

お辨り可成言ハ概概多ノ長より中ニ生
國執政法り成程より成程長押ノ事ノ成ト

又此書の以新稿なる事且其の如く種々執る
 ンヨリエシタルバニクニテ石抄なるも其の如く
 有る事既に諸字の及材不其和種あり
 其の所機械多程の事あり其の所要司と可
 りし事と出る所存又その事なる所人抄り
 所ありし事とありし抄を指圖人日本政府
 爲る所機械多程の事あり其の所要司と可
 其同人所減し其の如く種々出る所存

其標記の如く是也

其の如く是也

伊藤古庵の稿

今年申の階位各々を揃はせ給はるる
し田舎トシテし由

且ていし者輪々関係シタルモレル氏
は内に入東シタルる外ノ如シ
亦し備はれん四角ホンド也其
お擇ム事ノコンパルテイシテール
其バシクヨリ押は出す事ヲ
取扱フタメニ機械家ノ
此屋英備

士に於て諸紳を以て修めスルもの十分十ニトスベ
シコミツシユニ及通例に於て外に予加筆ノ修め
ノ勘定を以て立ルコトヲ許スヘシ并若人ノ費を以
てモレル由是ヲ云ヘリ

唐布
五月七

伊達氏部所

大隈氏部所

伊予氏部所

十三日會社

檀園と云テ、ホリエニタルバンク會

目

るものポンドステルリニクは空傳、るもの台エーテエニレ

氏カ石振タル事件に於て日本政府に於て、報答ヲ

はたり

古き意氣車道、建築ヲ由テ、知ラシムル為メ、

同人儀、金庫ノ内ヨリ、古高ヲ一箱、分トシテ表立

ナル事ヨリ、日本政府に於て、能クヘキ報、信セシメ

タル紙ナリ

此ルニ如借令ハ竟知府ニ在ルセーエツテニユルトル
 社中ノ代年ニテ公認タル借法ヨリ以テ成セシロ
 本以府ノ代トシテ社中、融トシタル事ヨリ以テ
 諸君ノ上取及ヒ蒸気車道ヨリノ詳細ヲ
 万金ポンドノ質トシテ日人ニ入タリトテ新聞
 紙中ニテ格出セリ

此紙乃ハ日本以府ニテレ一氏トシテミタル

物定ノニモ味ト違ハルニ且我以府ヲ困厄場合ニ
 置クニ當ルヲ以テ我以府令ヨリレ一氏ノ説話
 及ヒ備強ク信託セシ此層法律ノ關係ヲ歌メ波ヲ
 以府ノ代人トナシタル令ヲ廢シ私法ハノ令社ヲ
 新ニ物定ノ指ミタル紙ノ權利ヲ以テ我以府ノ
 名代人ニ名スル事ヲ撤ス
 此等件ヲ以テハ必ス要用ナル令令ヲ下ラニトス
 夫とノ旨ハ且ハノ令社我代人トナリニ事智ヲ

取振レシマテ致ス且此屋レ一公及ヒ波カヤ人ニ
 已降クシテノ多新ニ引合ス一 於此ニ我ヲ以テ是
 下ニ其新ヲ務ラフテ許テスル 國ニ出テ件并
 出テテ務ニ實スル 諸君ニ何事ニヨラスルニ會社
 ニテ 勿ルナリト云フ 然ラバ決シテ一
 勿ルナリト云フ 然ラバ決シテ一
 勿ルナリト云フ 然ラバ決シテ一

大日本ニ在リ皇陛下ニ此書ヲスル 諸人ニ公告ス

吾人ニ在リ皇陛下ニ此書ヲスル 諸人ニ公告ス
 及英國ニ在リ皇陛下ニ此書ヲスル 諸人ニ公告ス
 遠東ニ在リ皇陛下ニ此書ヲスル 諸人ニ公告ス
 スルヲ望ミ 既ニ自ラ致カシキ 故ニ其國者ノ故ヲ
 合シテ 諸君ニ此書ヲスル 諸人ニ公告ス
 遠東ニ在リ皇陛下ニ此書ヲスル 諸人ニ公告ス
 十リキ 且ニ其國ヲ存 尚セシニ 大凡ニ其書ヲスル

上テテルウニゲナリ 右金高ノ物定ヨリテ何種カ
 余事ナカクニ名宛ヘキヲ 用 意ニ此際ニ結道ニ
 五折ノ足及ミナキナリ 五タリ 亦ハラニ折九午土青
 十堂在一条ノ我江府トシ 既約定ヨ極ム其極
 之ハ十二月ヨリテ 僅此約定トシ 乃 案ポニドナ
 余事カ為ニ用ニト 亦ニ結道ニ折ナ 五午年ノ
 内ニ成即ノ終ノ依引 高ナニテ 日年 海關稅法
 ノ物納高及ニ 鐵道成即ノ上 其物納高ナ前

目人及ニ其用ニ若様スル 既極ナリ 物定ニ定ニ
 定即ニ遊ナニニ 余事ナリ 多クニ 成極ナリ 均
 ナリ 切要ナリ 与レ 一ノカ 為メ 書ナリ 認メ 余事
 ニ 名宛ヲ 加フル 極高ニ 其意 係ヲ 余事ニ 説明 及ニ
 合リ 其物定ノ 件ニ 確證 セシ 公書 上ニ 存 在ナリ
 既ニ 其公書ニ 出納定ノ 件ニ 關係 テキ ノミナリ
 余カ 函府ト 同人ト 事 新ニ 而 後ニ 存 引ヲ ナス 其書ヲ
 起スモノニ ミテ 其旨 趣ヲ 考フルニ 余事カ 引 案ト

其國より以テ奉命に付、他國に於テ奉命より借入
 ル、全權を與フモノアリトスル事ナリ
 レー、勿論、西の奉命に付テ奉命より借入ル
 再ニ奉命に付テ奉命より借入ル、公に借入リ
 する事、ポンドに借入ル、或テポンドに借入ル
 あり奉命に付テ奉命より借入ル、公に借入リ
 する事、ポンドに借入ル、或テポンドに借入ル

其國より奉命に付テ奉命より借入
 ノリ、或テ奉命に付テ奉命より借入
 以テ奉命に付テ奉命より借入
 之奉命に付テ奉命より借入
 是と云ふ事、奉命に付テ奉命より借入
 奉命に付テ奉命より借入
 奉命に付テ奉命より借入
 奉命に付テ奉命より借入
 奉命に付テ奉命より借入

可移案係スル事ナリ且是と余等名
 稱、及斗ニ諸件ヲモク、應止ニ既ニ及極ル
 事ト雖モ、亦許下セサル極、至、及、及
 事ノ事トモ、ル、ナリ、依之、今、此、事、ヲ、以、レ、
 除、務、ノ、文、ニ、傳、知、及、ニ、結、道、建、業、其、他、事
 件、ニ、付、余、等、ト、代、リ、自、ら、み、代、人、等、ヲ、以、テ、
 人、ノ、氣、務、ノ、為、ニ、新、ノ、物、定、ヲ、ナ、シ、或、ハ、之、カ、為、テ、
 彼、入、門、南、等、ノ、事、ヲ、及、極、ヲ、推、テ、引、揚、諸、般、ノ

及引ヲ禁ス事ナク、正存十甲、其、ノ、公、金、及、
 他、ノ、事、終、リ、以、テ、與、ヘ、タル、推、利、係、宜、ト、モ、モ、ク、
 案、等、事、ト、引、揚、ル、ナリ、
 今、此、公、金、ヲ、以、テ、備、給、ク、オ、リ、モ、ニ、タ、ル、バ、
 シ、カ、コ、ー、ル、ト、オ、フ、テ、イ、レ、ク、ト、ル、ヲ、以、テ、余、等、カ、
 タ、ラ、シ、メ、レ、
 今、全、程、ヲ、與、ヘ、ル、諸、金、一、系、ヲ、及、極、ハ、シ、メ、
 拂、方、期、限、ヲ、及、極、リ、利、銀、元、給、月、賦、拂、方、
 期、限、
 今、全、程、ヲ、與、ヘ、ル、諸、金、一、系、ヲ、及、極、ハ、シ、メ、
 拂、方、期、限、ヲ、及、極、リ、利、銀、元、給、月、賦、拂、方、
 期、限、

票持之ノ差ヲ計リ借入タルノ中ニ此返
續送建業ノ未ニ成セシメ要ヲタル時
乃長或ニ取扱人建業ヲ其ハシムルニ
関スル人負テ送返シセニ亦南ノ給俸ヲ与
借金種借ト證悉持之、對ニ南トシ
テ續送建業ノ定例ヲ總テ納定通リ
取斗、正リテ命スルナリ

十一番會社ノ申

此ノ會社我ニ送付ノ人トナリテ百拾五
一併ニ送係セシキ事ナリ、南月ハテ
福及ニ本ノ會社金ノ条件ニ於テ
一併ニ我ニ送付シタル其後、幣ス
テリテ、證悉ヲ取扱人ノ取付
利、是ヲ考
是ヲ保持シ、レ、此我ニ送付ノ
計ラヒ
タル事、納定ヲ、保ク、屬
スル事、送付

ニテ業を定ムルハ難キ事ナリ一本ノ約定ヨリ廢棄
 之儀アリ指立ハ名義ヨリ返入セシムル事ナキ事ナリ
 希キ事スル事ナキ事ナリ此ノ時ハ成ヘク大ニ
 コクノ事ナリ以テ總言此ノ儀アリ買揚ニシテ
 希キ事スル事ナリ此ノ時ハ成ヘク大ニ
 貨物と以テ新々ニ入ルル人ヨリ公債ヲ
 乞ヒ總言此ノ儀アリ買揚ニシテ
 乞ヒ總言此ノ儀アリ買揚ニシテ
 乞ヒ總言此ノ儀アリ買揚ニシテ

建築事業ノ運ニハ我ヨリ先方ヲナス事
 毎一歳ニ五千圓ホントスルリニシテ
 入用ノ為ニ他事ヨリ金事ヲ得難クハ
 於テノミ之ヲ借ルヲ難クハシメテ
 計リ除ク巨額ニシテ所ナク
 計リ除ク巨額ニシテ所ナク
 計リ除ク巨額ニシテ所ナク

第一且之會社ニテ濛然ヲ置揚ケ金子
 返スルコト不能也其財ハ必斗テテテテ
 一部者スル時ハ我等カ便利且十分ノ
 理ニ任自ニテ稅者有ヒ統區ノ好細
 質物トテスルヲ明細書ヲ以テ關係
 檢査ノ指ニ等シ、檢則イタサレシ
 フ且是等ノ事ニ至リテ是下會社
 高ニ取付スルコトナリ、**和**中
 高ナリ与海機關者

ヲ會ニ且其債令ノ期限中ニ是ノ會社
 於今迄幣を承テ為ニ以テ來レテコ
 名ニ其他ノ人物ヲ取スルモ於
 事ト信スルナリ
 上ノ件ニ及ヒセテ其ノ**其他ノ約**
 會計可算ヲ取扱フタメニ是
 而取スル所ノ法律令書我
 出スル取付斗フヘキナリ

オニ半九書
クロニセストルセラースハイトミラ倫

西

一五七五七五七五七五七五

閣ノ政令ト紛糸トヤ三月二年ニ七五七五

ニトステルリニガノ言ヲ倫ヲアリエニタルバニクハ渡

ニテヨリヲ紛糸ト但ニ殊リニ十ヲボニドステルリ

ニクノ如ク治ノ中ノ月ヤ一ノ利点ヲ望スル

ニモ心ヲ言ハシメテ閣ノ法ヲ存スル

ハニクニ
ニシテハ
右ノリ

エツケエニレ

伊達

大隈 閣下

任 録

オニ半九書
クロニセストルセラースハイトミラ

倫 録 西

一五七五七五七五七五七五

五ノ心身を以て其ノ主然して其ノ法度ノ信ありて

トロトニヤ興へニ乘り代人ノ權ヲ以て其ノ信ありて

其ノ信ありて其ノ信ありて其ノ信ありて其ノ信ありて

其ノ信ありて其ノ信ありて其ノ信ありて其ノ信ありて

其ノ信ありて其ノ信ありて其ノ信ありて其ノ信ありて

其ノ信ありて其ノ信ありて其ノ信ありて其ノ信ありて

其ノ信ありて其ノ信ありて其ノ信ありて其ノ信ありて

其ノ信ありて其ノ信ありて其ノ信ありて其ノ信ありて

ハ 於テ 滿トクニ 存リ 多ク 任用 任セ 澤云

エツチ、エニ、レ一

存遠

大隈閣下

存海

来翰翻譯

寫

于百十年九月十五日

カルツン、コールド、テンプル
倫敦東中
央區

倫敦オリヴァントルバンク會社頭取子ヤルレス、エス、

エフ、ス、ユアルト、君足下丹白次

于百十年九月九日附、官、命令、封

入シタル去ル五日附、貴、翰、ヲ、謹、テ、落、子、セリ、公、務、ト、ハ、

お、あ、う、り、時、命、ヲ、呈、下、ヨリ、余、ニ、渡、ス、事、カ、案、丹、於、テ、

大
蔵
簿

悲嘆スル所あり右ノ文意ヲ熟考シ事情ヲ付
度スルニ此奉令ニ余ニ於テ余ノ實状當テ諒解難
文中責ム無根議ナリ故ニ甘狀實ヲ穿議スベキ
任ニアル諸君キニテ余カ是道果テ政府ノ為ト
シタル事効カテ分ニ揆查シ世ニ甘ニテ可責
ヲ任スベキト又余カ名分ニ關係シタル一大事ナリト申ス
外他莫クナシ尋常ノ場合ニ臨ニテ其論議ヲ
其之ヲ論議スル人ノ志配人ト臣服ニ割御セラルル奈

カ節ニ遊ステオリテニタルニ其折人等ノ實状對
余カ修テ保存スベキある可敷シ誠論を以テ其
謀リ余ニ詰問スヘキ人ニ揆查ヲ受ヘシト志セリト揆
查ニテ其折中誠實ヲ究ルル所ナシトノ西儀ヲ
得ハコト申サニ條ニ付再ヒ察テ詰問スルニ存ス余
ハ日本政府中列國ノ人民ニ對シテ存スル者ト
シテ其ノ節ヲ乞フス類事ヲ得ヘシ
貴籍中ニ對シテ多額存令ニ對シテ其ノ先

六百九十九年十一月十日の命令の日三月三日の
二回の日令の日書き言ふ後、約定あり、
今年一月二十九日の元日を觀之し事を
款に言ふは款の、是下の、日あり、
英領を以てし、其の、款の、時間中、
其の、後、あり、
の、向、英領、
の、英領、
の、英領、

事、
責、
是、
可、
為、
持、
日、
之、

借債を是方るを以て思ひありとて先づ官吏
員と結むる約文あり其約文は法律上の保証
物と云ふは其理は向ふ余の解せざる所あり
特更余の施ゆるある事務は皆高懸の約文
に於て合ふのみ而して其精神上より余は
命にありて支配人の職務あり合ふる余は
以て日本を為す法を失へる云ふは其故余の決
して胸をうつる所を結問を得る余の爲す人事

事を爲すある條は自らを考ふるに事ある
を結問ののりて其思ふことと思ひ余一身の労を觀
るに事あり

三第

前條の如く有る事務は其を條解し難
無根の條ありと駁したる日本命を中と余は
支配人の職務を免はる事政府の利益便
宜ありと何れ之を考ふるに其事務は支配人を
務むる事あるに於て其事務の勤を人經るに

る事余がニ平万ステルリグの公を預りて英園
に歩陳道。諸器具を費入申英人前金
を海軍に納めし。余中信任を以て母道
ありと視想せり。此より母道は命
命依命余が行信を得余が退免し母道
子孫を以て施せり。母道の標記は
先弱を固持して控訴し古の母道は好揮
余母道ニナル前既とせし信を失ふ事十分

ある事一と思つる 故母道信之を以て
可なりは母道信と信

四節

命令中ニ余が融らせ免せらる事ありと
母道は母道關係 又余が母道の代理母道
ある條文を備 其際ハ之ヲ辯駁せしむ
余が行ある約定書を以て母道の跡に四書
の書文は母道と我と我母道が書文は母道
院向を以て所あるは唯其母道の周旋と信

の功績を特而已に於てこの賞の方には附属の
者を十分考慮し之を派せり此はジョージス
トント、ホワイト氏ある人あり即ち度首の権柄を
子係に此を撰りて日本政府の権柄を
とあるもむかふも此人の為を問
実効を知らざるは余が地位に比しては撰任
し、且實を試みあり但し英國政府の高名
士官に劣らざるの類にありたり只私賄を以て

一虚名を得る人母此の身も余が子弟
証しあり

凡そ此種約定は人撰り法律に異して規
則と違守し、あるものあり、且ある政府に
英命に依りて之を信託するを得しと思
余も日本の政府より倫敦の通事ある人の列に
あり、且下より封入するも、其類を貴重
してゐ扱ふと由り、其類の下の全権委任

五節

状を余母返りておつる有^一是^一は是下^一の口
手^一の難^一の詰問をなせし^一時^一権を得る
迄^一余^一の取扱^一もめ所^一の権ありを余^一に決^一て
余^一の地位を退^一き^一余^一の條理を弁^一つ^一て^一小
ゆ^一を只^一の快^一を母^一の條理を防^一け^一し^一事^一
を^一お^一し^一と^一な^一意^一を^一お^一め^一り^一不^一條^一解^一せ^一ら
し^一△を^一系^一ふ

日本官位^一の^一般^一の^一所^一置^一を^一余^一に^一防^一け^一の

辨駁を^一中^一分^一あり^一詰問^一の^一後^一に^一海^一軍^一と
結^一成^一の^一条^一の^一所^一置^一なり^一と^一思^一ふ^一事^一の^一辨^一駁^一を
日本^一官^一位^一の^一所^一置^一も^一余^一に^一防^一け^一の
事^一を^一自^一ら^一の^一時^一を^一謹^一白^一

五ツ子、五ツ子、一子、一子

馬

于常格年九月三日

於備敷

エツチ、エシレ一君下

一
 去ル十五日附の貴輪を戻す之を我々社
 一匹扱人等の會談不附しむるを貴輪列
 身の時ハ前の會談を戻しむる後あり
 且下の望ミたる條を都合より約束を以
 施す日本政府の委託人エツトして之を引受

其責ふ任む儀も當議ありし事しを以
先を以然きとも當議の境を以んそ可
般に議しむ方とも其事を專ししあざり
も兎爾前達を以てむむむむの事其
以て其場合も通しむむむむの趣を
廣説せし事を乞ふ

三

その西暦年六月廿九日比前昔年六月足
下關係の命を以て其播りて者も其下

と日也政府との間の事其方のあるが
と其の日の日政府、鉄道借債を以
くめは其は其下の事其任せ政府も
其下を以て其扱の支配も其任し其
當の事其運を以て其、鉄道、の取圍を以て
下も預け置くへ其者を以て其相其下其
係の命を以て其西上あり、借入るも其高
百萬方ステルリングの金債、而して其見ゆ事とも

四

鉄道の輸入用高を積むも其の金と
 借入るし其高現より百万あるべし
 日少くも之を必るせし出るべし高のゆえに
 其前以り借入る事を法判名故に原
 百萬ステルリコソたを以下の朋友中めて
 つおとすし其極を以下より政府に約せり
 日少くも其より別ヨコ渡りあるべし鉄道の
 輸入の事百万の借債の事ありといふ政

五

府に得らるべし其の
 日少くも其より別ヨコ渡りあるべし鉄道の
 輸入の事百万の借債の事ありといふ政
 事を英國めて事案を施行するも其後
 日少くも其より別ヨコ渡りあるべし鉄道の
 輸入の事百万の借債の事ありといふ政
 借債の事を朋友間にておせし之等上あり
 市に百万ステルリコソの事あり
 其の事を計を判子日少くも其より別ヨコ渡りあるべし鉄道の
 輸入の事百万の借債の事ありといふ政
 下見込し其の事あり

為母書の意とあせり

六

此情案より日本政府は足下貴信を以て
し事其支配人等を移へしと決定せ
る事其後其日の所共即ち其實効あり
し事いさゝかの所置の事ありし事ありし
を案地も思考ありし先り足下より注又
の決道器具も足下の約定より多め様
関し二家附属の承曹力を以て又心得

七

ある大の取扱を以て足下を扱ふべしと
承曹社の取扱を以て用意を以て其
餘地諸件に付ても勉力して足下を以て
以て足下と政府との間の係属を以て
の所置の指し事を取らむ
古くは承曹の取扱を以て急務と以て承
是下より急速に明細の書面を承曹小
室り也足下の支配人を止むる係属を以

條の條は是下より日比谷府小冊と控
訴せる歟之を報告せらるるべし其の借債
從事株主等（金銀を以て其借債の代り
を保持せしめ金主あり）政府
より相違ありは其の旨を以て
小冊にあらし

以下と云ふ書よの文際にて、（金主の借債
を以て其借債の代り
を保持せしめ金主あり）又も
意手等を諒解せらるるを祈る謹言

頭函

キヤルレスチユアルト

寫

私 務 信 報

大正十年九月二十三日

初八日發行

スリートニール街 倫敦東
中央

シヨシロヘルトソン君足下

日本の借債

去ル十九日上野氏より借債の件
ヨシロヘルトソン君に
ヨシロヘルトソン君に借債の件

二 月令カ一ノ我々自日本政府の具を
施行せむ良策専と云

余近頃のみ書社漢を讀過一又子ユアリ
ト氏たるを三下へ寄せたる書翰をふさ
こま之を播きいふ下一ノ一職傳の情
を了解一又之より起るる難事をも
知らぬ也

三 日義ニ付適當の處置を謀ら専ら日本

政府の利益を志ぶ一者なるは全
社小弁係あり、執中の法律家を
之を取扱ひ一むる方尤も利益ある
こ付之所君を案田一当都府中
家も之を平なる法律家とレ一民
小ヒニウチンスと面晤せしめ既
所も於て相法を以て之を於て
氏政府より下さす一め委任状の寫

をエルレー・ヒュッテンの西氏小藩に見
しを十分の演述せしむる即たの通

日本政府は来し氏との關係を絶
ち世殿の取入を止し此事を専ら
望するの事は是れ其の第一也

日本政府は借入債権株主は経済
の拂方をあし借債を止めんと欲せ
る事是れ其の第一也

書に株主は是れは經濟方面に法律に
對する多め難むゆへに其の法律代
控の人もより西債をせしむるに必
ず其政府の同意を得るべし
の支配人も多め難むゆへに其の
を以て既に廢せしむるに必らず
其の支配人も多め難むゆへに其
ありのレー氏の控訴は擧げし借債小

割二分の利残部 株主亦一と九分残
拂ひの時間を残部より 往の費自らの入申
を拂ひしころのめは 申條より 條條起るもの
当らあると高をたのぬくあるは

二十二万ステルリングより 九分

二十三万ステルリングまで 一割二分の借金

四万七千五百ステルリング 入費凡高

とる引残

十方二千五百ステルリング 一丁の利益高
右の金凡高半分を見換るる高たうカ
の得たのめ

二万ステルリング 借金利息

九分の厘と見積り二分
ニツヨル

一万ステルリング スクロートル氏の口銭

一分の割

一万二千五百ステルリング 株主より借の金利

五ふスレルリニグ

六ふス板其の他雜費

計

四万七千五百スレルリニグ

古の積高程のふき成レ一氏のみよりして
拂ひ戻又借債に付使役する人も是
程お給させり。是下レ一月して、
了。古一氏の控訴する高き前より
二よりスレルリニグの私割より

六

足下レ一氏の事を論するふありて、
注意をばつきたる代の者と、
株も自己の私情を以て施す事、
より政を以て控訴する者、
集成し、
子刑の目を見、
此見本、既、
此程往後、

めたりぬ

レー氏より九月十五日附の書翰

第六月の布共の寫を見送るべくあり
あり

スチユアルト氏より九月三日附の返翰

付申上つていふぬの控折起るべし

と思はぬ

付申上つていふぬの控折起るべし

七

高上りの所置ふるまふ事越得い法律の

物け越乞ふも都合よし此條の二布の目

本の為小信を益と事事の裨益とありし

未丙辛九年第九月の約定書并の布

共を行違ひより起りあるもの記す実者

の宛も角も何迄政府の官員に人かた

告のみ意を知らすこと指す小印書

を加へ確正の違書とり能違せあり

と甘くして得ば子孫が情実如何に
 政府が負つた税よりくらゐ多し百両の
 布者、^百百万の紙債を世に保証し
 夫の文ありよの百万を即ち三百万の白金
 高ありとの義ありんば肝心の違書中よ
 へ更ふ其意呼ば合ふし書言と改りし
 政府より税擔の之面を空り免せしむ時を
 此の金並みし小法律の或控を施し

事と信るを又あふへ一故に書言と控
 當年の類く智達しふたはしる書歎あ
 へ其の馬ふ果有を加へ早之文故本國に書
 送^やるへ一書一其書中ふ借債は高
 三百万と事事を記しあるし一氏の書翰
 ありしむかや日本政府を其信を保し
 失ふるの^いぶ^かりの要義ありし其文面
 て約したる條に^いふ^かを協せ之成遵守

この書の内容の要領を十分に理解せらるゝと
思ふ又この書に於ても可成り注意あるは政府の
支配人とある事を習ふべきにして然る時
借債の制限の點に注意はるるを所要と
するの趣に於て其の旨を達する書の約を其の
要めを把握せしむる事を政府より善く解
あるは外國より一旦の事一為め書面を以て
不慮に之を規則の事とあるは時以て不慮係

——ある人の信託を失ふの事にはあり
然るに曰く一氏、所置に付難事を生
しある其の實は其の如く其の事を施
り——ある人、起中し且故に目々の所置に
これを知る注意を専ら務むべき
若し株主等其の書に於て不慮に其の
せらるる都合に於て其の書に於て其の
是に於て其の書に於て其の書に於て其の

新借債ヲ設ケ旧借債ヲ加算ナリシ
コ新借債ニ市仲ニ出シテ可ク採ル鉄道
中成就スベキ高ナリ謹言

ウ、ウ、カルジニ日記